

香川高等専門学校教員会議規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校教員会議（以下「教員会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第 2 条 教員会議は、香川高等専門学校の運営に係る事項について協議し、校内の連絡調整にあたることを任務とする。

(組織)

第 3 条 教員会議は、校長、専任の教員及び事務部長をもつて組織する。

(運営)

第 4 条 教員会議は、校長が招集し、議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(幹事)

第 5 条 教員会議に幹事を置き、総務課長、管理課長、学務課長及び学生課長をもつて充てる。

2 幹事は、所掌事項について説明することができる。

(事務)

第 6 条 教員会議の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、教員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。